

申告相談にお持ちいただくもの

- ・印鑑
- ・平成27年1月から12月までの収支計算の分かる書類
- ・会社などにお勤めの方または公的年金などを受給している方は、源泉徴収票(原本)
- ・社会保険料、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険料、介護保険料などの払込証明書

▶問い合わせ 税務課市民税担当(内線231・232)

所得税および消費税の確定申告

▶平成27年分所得税および消費税の確定申告について

行田税務署では、平成27年分の所得税等の確定申告の相談および申告書の受け付けを2月16日(火)から3月15日(火)まで、消費税等については3月31日(木)まで行います(還付申告は、2月15日(月)以前でも行えます)。なお、税務署は大変混雑します。来署してから手続きが終了するまで時間がかかりますので、午後4時ごろまでにお越しください。

※税務署では、長時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。

※駐車場は混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

※確定申告会場ではご自身でパソコンを操作し、申告書を作成していただくことを基本としています。

お願いとお知らせ

- ・医療費控除や事業・農業所得などを申告する方は、金額や収支の内訳などの集計を事前に済ませた上でお越しください。
- ・「市民税・県民税申告書」が必要な方は郵送しますのでご連絡ください(申告会場にも申告書は用意してあります)。
- ・期限間近になると大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

▶申告書を作成するときは

申告書を作成するときは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力することで、税額などが正しく計算され、計算誤りのない所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。なお、作成したデータは、印刷して郵送などにより提出することができる他、e-Taxを利用して提出することもできます。

▶問い合わせ 行田税務署 ☎556-2121

ふるさと納税ワンストップ特例制度

ふるさと納税による税の控除を受けるためには、確定申告または市民税・県民税の申告を行う必要がありますが、「ワンストップ特例制度」を利用することで、確定申告などを行わなくても税の控除が受けられます。

▶「ワンストップ特例」の対象

次の3つの条件を全て満たす方になります。

- ①確定申告および市民税・県民税の申告を行う義務がない方
※確定申告を行わなければならない自営業者などの方や、給与所得者でも医療費控除などで確定申告を行う方などは利用できません。
- ②ふるさと納税で寄附する自治体数が5団体を超えない方
※同じ自治体に複数回寄附をしても1団体としてカウントします。6団体以上の自治体に寄附をした場合、全ての寄附についての特例の適用は受けられなくなりますので、必ず確定申告などを行ってください。
- ③平成27年4月1日以降にふるさと納税をした方
※平成27年1月～3月までに寄附を行っている方は、4月以降の寄附を含めて確定申告を行ってください。

▶「ワンストップ特例」の手続きについて

寄附先の自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出してください。また、申請後から寄附の翌年1月1日までの間に氏名、住所に変更があったときは、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を必ず提出してください。提出が無い場合には、特例の申請が無効となるのでご注意ください。なお、手続き方法の詳細は、寄附先の自治体に問い合わせください。

※申請書などの提出期限は寄附の翌年1月10日までとなっています。

▶「ワンストップ特例」の適用について

適用を受けた方は、所得税からの控除は発生せず、寄附を行った翌年の6月以降に支払う市民税・県民税からまとめて控除されます。

▶問い合わせ 申告に関することは税務課市民税担当(内線231・232)
特例の手続きに関することは企画政策課企画・改革担当(内線309)

平成28年度 市民税 県民税 所得税 申告相談

申告期間は2月8日(月)から3月15日(火)まで

市民税・県民税の申告は、前年1年間の所得に対する税額を適正に算出するための課税資料として、申告書の提出をしていただくものです。また、所得税の確定申告も併せて受け付けますので、日程および会場を確認の上、ご利用ください。

市民税・県民税の申告が必要な方

平成28年1月1日現在、本市にお住まいで前年中に所得があった方は、原則申告が必要です。

ただし、次の方は申告不要です。

- ①所得税の確定申告をする方
 - ②給与所得者で勤務先から市に給与支払報告書が提出され、その給与所得以外に所得がない方
 - ③合計所得金額が28万円以下の方
- ※所得のない方や③に該当する方でも、税務関係証明書が必要となる場合や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の軽減を受ける場合には、申告をする必要があります。

ご注意ください

次のような所得税の確定申告は、市の申告相談ではお受けできませんので、行田税務署での確定申告をお願いします。

- ・株式などの譲渡に関する申告
- ・繰越損失の申告
- ・青色申告
- ・先物取引に関する申告
- ・過年度分の申告
- ・平成27年中に死亡された方の申告など

平成28年度 市民税・県民税申告相談開催日程

期 日	会 場	地 区	混雑予想
2月8日(月)	太井公民館	西新町、苅里山町、清水町	—
9日(火)		門井町1・2・3丁目、棚田町1・2・3丁目、押上町、深水町	—
10日(水)	長野公民館	桜町1・2・3丁目、富士見町1・2丁目	—
12日(金)		大字長野、長野1・2・3・4・5丁目	—
15日(月)	太田公民館	藤原町1・2・3丁目、若小玉、藤間、関根	—
16日(火)		下須戸、小針、真名板	—
17日(水)	中央公民館 第1学習室 ([「みらい」]内)	大字佐間、佐間1・2・3丁目	混 雑
18日(木)		旭町、向町、緑町、下忍、堤根、樋上	—
19日(金)		埼玉	—
21日(日)		全地区	混 雑
22日(月)		野、渡柳、利田	—
23日(火)		谷郷1・2・3丁目	—
24日(水)	[「行田グリーンアリーナ」 2階研修室]	大字谷郷、柴町、斎条、和田	—
25日(木)		上池守、下池守、皿尾、中里、小敷田、白川戸	—
26日(金)		荒木、小見	—
3月1日(火)	総合福祉会館 [「やすらぎの里」 第3研修室]	須加、下中条	混 雑
2日(水)		北河原	—
3日(木)		酒巻、犬塚、馬見塚	—
4日(金)	持田公民館	中江袋、南河原	—
8日(火)		持田1・2・3丁目	—
9日(水)		持田4・5丁目、大字持田、前谷、駒形1・2丁目	混 雑
10日(木)		大字忍、忍1・2丁目、本丸	—
11日(金)		矢場1・2丁目、行田、宮本、中央	混 雑
14日(月)	商工センター	城西1・2・3丁目	—
15日(火)		城西4・5丁目、天満、城南	—

受付時間
午前9時30分
～午後4時

ご注意ください

- ・対象地区はあくまでも参考です。いずれの会場でも、対象地区以外の方の申告相談を受け付けています。
- ・各会場日程で都合のつかない方は、他の会場へお越しください。
- ・市役所税務課窓口での申告相談は受け付けていません。
- ・申告内容によっては、税務署にご相談していただく場合があります。